

# 利府町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月

利 府 町

# 目 次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の策定	1
3 計画の内容及び位置づけ	1
4 計画の対象とする疾病	2
5 計画の見直し	2
第2章 計画における新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
1 新型インフルエンザ等の特徴	3
2 目的及び基本的な戦略	3
3 想定される発生段階の取扱い	4
4 対策の基本的考え方	5
5 対策実施上の留意点	8
6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	9
7 対策推進のための役割分担	12
第3章 町行動計画	14
1 町行動計画の主要7項目	14
(1) 実施体制	14
(2) 情報収集及びサーベイランスの協力	16
(3) 情報提供と共有	16
(4) 予防とまん延防止	18
(5) 予防接種	18
(6) 医療	21
(7) 町民生活及び町民経済の安定確保	23
第4章 各段階における対策	24
1 未発生期	25
2 海外発生期	29
3 県内未発生期（国内発生早期）	32
4 県内発生早期	37
5 県内感染期	44
6 小康期	50
用語解説	53
参考引用文献	

## 第1章 計画の基本事項

### 1 計画策定の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、ほとんどの人が免疫を保持していないため、10年から40年の周期で、世界的な大流行（パンデミック）が起これ、大きな健康被害と、これに伴う社会的、経済的な影響をもたらすことが懸念されている。また、新型インフルエンザに限らず、未知の新感染症が発生する可能性は否定出来ないため、仮に、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

このような観点から、平成24年4月に新型インフルエンザ及び新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合を想定し、国民の生命及び健康を保護し、生活に及ぼす影響が最小限にすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務などの発生時における措置及び新型インフルエンザ等の特別な措置を定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行された。また、医療の提供及び感染症の拡大防止対策については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に規定されている。

利府町（以下「町」という。）は、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、特措法第32条に基づき、政府対策本部長による「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」がされた場合、利府町の体制整備を図るため、利府町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を定めるものである。

### 2 計画の策定

町行動計画策定にあたっては、町保健福祉課が素案を作成し、町全部署からの意見を集約した案を作成後、パブリックコメントを経て策定した。

### 3 計画の内容及び位置付け

町計画は、特措法第8条に基づき、利府町における新型インフルエンザ対策に関する基本的な方針及び実施する措置等を示すもので、政府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に整合性を持つ市町村行動計画に位置付ける。また、感染力の高い新型インフルエンザ等だけでなく、感染力が低い場合などを想定し、様々な状況で対応できるように対策の選択肢を示すこととする。

なお、平成21年10月に策定した「利府町新型インフルエンザ対策行動計画」は、廃止する。

#### 4 計画の対象とする疾病

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症

なお、鳥インフルエンザなど（動物から人に感染したもの）は、特措法の対象とされていない。また、例年発生する季節性インフルエンザについては、感染症法、学校保健安全法、保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）などの現行法令に基づき実施されるものであることから対象としない。

##### 【新型インフルエンザとは・・・】

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきた季節性インフルエンザとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年周期で発生しており、ほとんどの人が新型インフルエンザに対する免疫を獲得していないため、世界的な流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される感染症です。また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響をもたらすことが懸念される感染症を含め、新型インフルエンザ等と称しています。

##### 【鳥インフルエンザとは・・・】

鳥類に対して感染症を示すA型インフルエンザウイルスの人への感染症が鳥インフルエンザです。鳥インフルエンザウイルスは、自然界において、カモ、アヒルなどの水鳥を中心とした多くに鳥類が腸内に保有しています。

現時点では、鳥において高病原性を示す鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染するのは、感染した鳥又はその死骸や内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られています。また、鳥インフルエンザウイルスが人から人に感染するのは極めて稀であり、感染の事例は、患者の介護等のため長時間にわたって患者と濃厚な接触のあった家族の範囲に限られます。

##### 【季節性インフルエンザとは・・・】

季節性インフルエンザは、毎年冬期に流行するインフルエンザで、人に完全に適応して共存に近い関係を保っており、基礎疾患の存在や高齢であることなどの要因なしでは、感染した人（宿主）の多くを死に至らしめるほどの高い病原性は通常ありません。また、これまでの知識と経験によりワクチンが開発されており、流行前に使用可能な状態となっています。

季節性インフルエンザでは、ウイルスが人の間で流行している間、感染して免疫を持つ人はどんどん増加していく一方、ウイルス側も人の免疫から逃れるために毎年少しずつその抗原性を変えて流行を続けます。

【県行動計画：I-3から引用】

#### 5 計画の見直し

新型インフルエンザ等に対する最新の科学的な知見による見直し等により、政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合には、町行動計画についても適時適切に変更を行うものとする。

## 第2章 計画における新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 1 新型インフルエンザ等の特徴

#### (1) 発生の予測及び感染阻止が困難であること

- ア 新型インフルエンザ等の発生時期及び場所を予見することは困難である。
- イ 発生そのものを阻止することは不可能である。
- ウ 世界中のどこかで発生すれば、国内への侵入は避けられない。

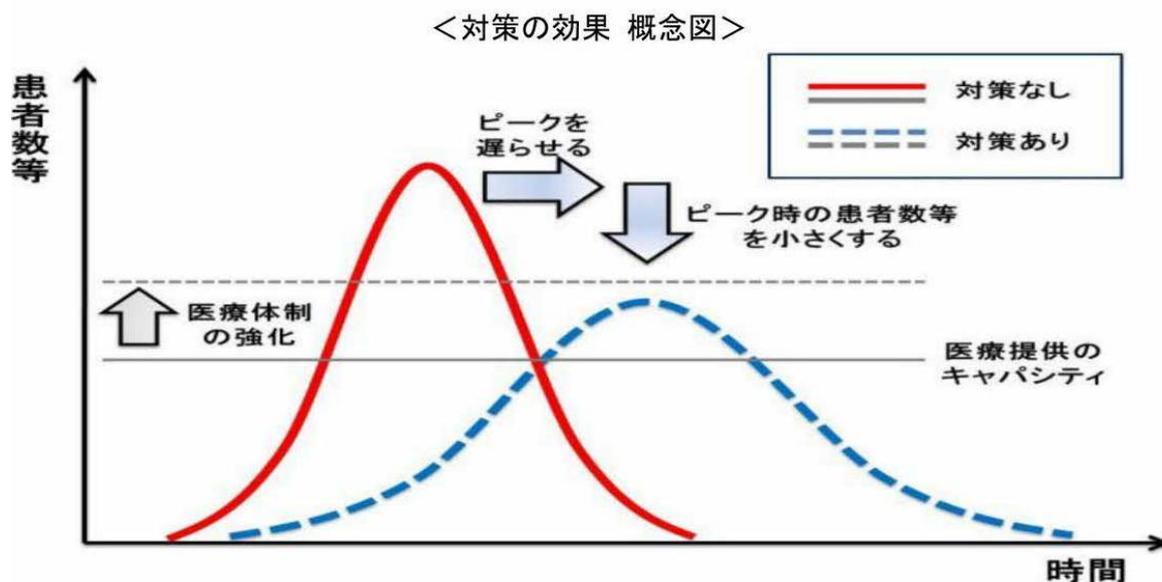
#### (2) 町民の生命、健康及び社会全体に多大な影響をもたらすこと

- ア 長期的に多くの町民が罹患する。
- イ 短期間のうちに集中して感染すれば、医療機関の受入れ能力を超える。
- ウ 病原性が高く感染拡大のおそれがある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、生活に大きな影響を与えかねない。

### 2 目的及び基本的な戦略

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること

- ア 感染拡大の流行のピークを遅らせ、医療体制の整備及びワクチン製造のための時間を確保する。
- イ 流行のピークを遅らせ、医療体制への負荷を軽減することによって、患者数が医療機関の許容能力を超えないようにする。このことにより、患者が適切な治療を受けることができる。
- ウ 必要な医療の提供を確保し、重症者数や死亡者数を減少させる。
- エ 新型インフルエンザ等を水際で阻止することは、不可能であることを前提として計画を策定する。



【県行動計画：Ⅱ－1から引用】

## (2) 町民生活に及ぼす影響を最小限に止めること

ア 町内での感染対策を図り、り患者数及び欠勤者数の数を減少させる。

イ 町民生活に係る業務の維持を図るため、職員の大量り患を想定し、業務継続計画を策定するなど必要最低限の行政サービス提供の維持に努める。

## 3 想定される発生段階の取扱い

### (1) 県計画の準用

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて対応が異なることから、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める必要があるが、その設定にあたっては、広域的な感染症対策を講ずることから県行動計画の設定を準用し、整合性を図るものとする。

県行動計画によれば、「①未発生期」、海外で新型インフルエンザ等が発生した状態の「②海外発生期」、国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内での患者が発生していない「③県内未発生期」、県内での患者が発生した状態である「④県内発生早期」、県内での感染拡大した状態の「⑤県内感染期」、流行のピークが過ぎ、患者の発生が減少した状態の「⑥小康期」の6つに分類しており、町計画においても、これに準ずるものとする。

### (2) 発生段階【県行動計画：Ⅱ－7から引用】

発生段階（国）	発生段階（県）	状 態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生早期	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内での患者は発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
国内感染期	県内感染期	新型インフルエンザ等が蔓延し、患者の接触歴が確認できない状態
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

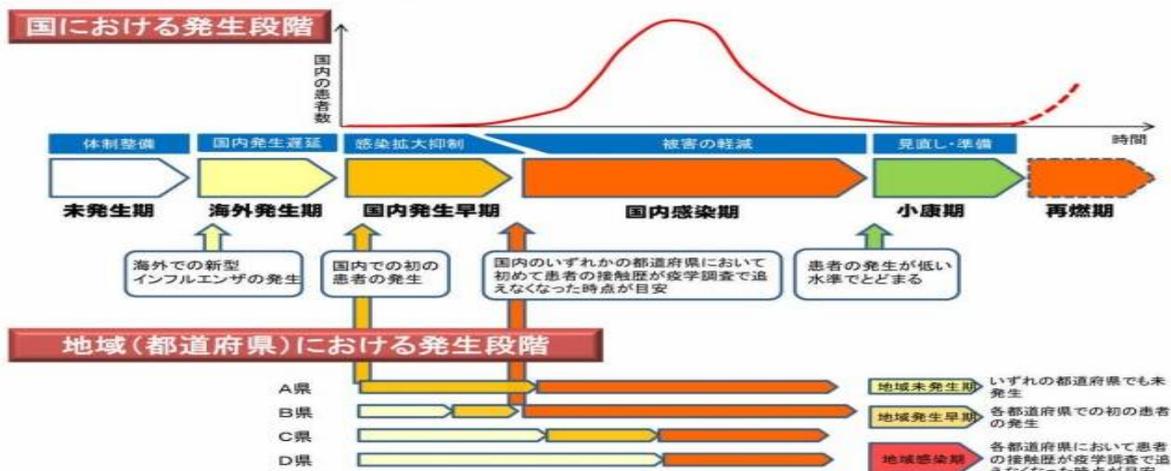
### (3) 発生段階の留意点

県行動計画においては、各発生段階が極めて短期間のうちに進行する場合や必ずしも段階どおりになるとは限らないこと、また、地域における発生状況は様々であり、その状況に応じて、医療の提供や感染対策については、柔軟に対応する必要があることから、④の県内発生早期及び⑤の県内感染期への移行は、県と国が協議しながら、県が判断するとしている。

このことから、同様に、町は県と連携を密にして柔軟な対応を図るものとする。

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



【県行動計画：Ⅱ－7から引用】

4 対策の基本的考え方

(1) 国、県及び町の役割分担

町行動計画の内容については、特措法第3条及び第8条の規定に基づく役割分担を踏まえ、対策を計画し、実施する。

(国、地方公共団体等の責務)

第三条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するように努めるものとする。

3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するように努めるものとする。

4 地方公共団体等は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ適切に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律の定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。  
(特措法抜粋)

(市町村行動計画)

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第6条第5項及び前条第7項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第3項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(特措法抜粋)

## (2) 発生段階に応じた対応

### ア 未発生期

① 町は、県及び医師会など関係機関と連携し、新型インフルエンザ等発生に備え、情報交換、連絡体制の確認、訓練の実施又は予防接種体制の整備、町民への啓発などの発生に備えた事前準備を図る。

② 町は、国及び県が定例的に発表する季節性インフルエンザ等に関する感染症発生動向調査などの関連情報を収集する。

### イ 海外発生期

① 町は、新型インフルエンザ等対策実施のための体制移行の準備を図る。

② 町は、新型インフルエンザ等の町内への侵入を防ぐことは不可能であるが、県等との連携強化により、その発生を可能な限り遅らせる。

③ 町は、必要に応じて、町民に対する基本的な予防策及び情報の提供を開始する。

#### ウ 国内発生早期

- ① 町は、感染拡大を可能な限り、抑制する対策を講ずる。
- ② 町は、町民に対する基本的な個人レベルでの予防策及び情報の提供を図る。
- ③ 町は、国内において、新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合は、迅速に情報の収集、集約、分析を実施し、必要に応じて、臨時課長会議等を招集するなどして、情報の共有を図りながら、国による緊急事態宣言に備え、対策本部設置準備を行う。

#### エ 県内発生早期

- ① 町は、県内において、新型インフルエンザ等が発生したとの情報を得た場合は、速やかに情報の収集、集約、分析を実施し、必要に応じて、対策本部会議等を招集し、情報の共有を図る。
- ② 町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、県内発生早期の対策を実施する。

#### オ 県内感染期

- ① 町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、県内感染期の対策を実施する。
- ② 町は、国、県、関係機関等と連携し、医療の確保及び町民生活、経済活動を維持させる。社会全体が緊迫し、想定外の事態も予想されることから、社会状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対応する。

#### カ 小康期

- ① 町は、第二波の流行に備えながら、町民生活及び町民経済の回復を図る。
- ② 町は、緊急事態解除宣言が解除されたときは、町対策本部を廃止する。
- ③ 町は、発生段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、町行動計画の見直しを図る。

### (3) 社会全体で取り組む感染防止対策

特措法第4条に規定される事業者及び国民の責務として、新型インフルエンザ等の予防に努め、県が行う不要不急の外出の自粛要請及び施設の使用制限等の接触機会の抑制など、社会全体での取り組みにより効果が期待される。また、全ての事業者に対して、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する業務を絞り込むなどの対策を事前に検討するなど法律の趣旨を啓発する。

例えば、対策上、町民一人ひとりによる感染拡大防止を自主的に行う効果は計り知れないものがあり、適切な行動や備蓄など非常時の準備を推奨する。また、季節性インフルエンザ等対策と同様に、日頃から手洗いなどの日常の対策を啓発することが重要である。特に、治療薬やワクチンが無いとされる重症急性呼吸器症候群（SARS）のような感染症などに対しては、公衆衛生対策を啓発する。

#### (4) 柔軟な対応

国は、国内外において新型インフルエンザ等が発生した場合、病原性及び感染力の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実効可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を勘案し、政府行動計画等に記載するものうちから、実施すべき対策を決定する。また、新型インフルエンザ等の感染力などに関する情報が限られている場合には、過去の知見を踏まえて、最も被害が大きい場合を想定し、対策を講ずるとともに、常に、新しい情報を収集し、臨機に適切な対策へと切り替えるとしている。

県では、その対策を踏まえて、県が実施すべき対策を決定するが、国の対策と同様に、状況の進展に伴い、必要性の低下した対策を縮小、廃止を図るなど臨機に見直しを図るとしている。

町においても、特措法第3条において共通の責務に規定されているように、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることが目的であり、感染症対策は広域で連動した対策が効果的であることから、その役割分担の中で、可能な限り、国及び県の対応を支援するものとする。また、それらの対策の内容については、町が実施すべき対策を柔軟かつ適切に選択し、決定実施する。

なお、事態によっては、政府対策本部及び県対策本部と協議の上、地域の実情に応じた対策を講ずるように配慮する。

### 5 対策実施上の留意点

#### (1) 国、県等との連携協力

国、県、医療機関及びライフラインなどに関係する指定（地方）公共機関等と連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備えながら、発生した場合には、特措法その他の法令、町行動計画に基づき、的確かつ迅速な対策の実施を図る。

#### (2) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。

その対策を実施する上で、国及び県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、公共施設、興業場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設開設のための土地等の使用、緊急物資運送等、特定物資の売り渡しの要請などの県対策本部への要請するに当たり、町民の権利及び自由に制限を加える場合、必要最小限にとどめるものとする。また、その際には、関係法令の根拠を大前提として、十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### (3) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であり、緊急事態に備え、国、県、町それぞれの役割分担を担いながら、様々な措置を講ずることができるように制度設計されている。

しかし、政府行動計画、県行動計画においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、病原性の程度や抗インフルエンザ薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得るとの方針である。

このことを踏まえ、町としては、県と情報交換を密にしながら、必要な時期に、必要な対策を講ずることができるように計画策定を図ることとする。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、政府対策本部、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、上記対策本部相互間において総合調整を行う必要性や要請があった場合は、その重要度、要請の趣旨を尊重し、速やかに総合調整を図るものとする。

### (5) 記録の作成、保存

町は、対策本部を設置した場合、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

### (1) 国及び県の被害想定のお考え

国及び県計画における被害想定のお考えは、次のとおりである。

ア 新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）などの初期症状や飛沫感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的には季節性インフルエンザと共通の特徴を有していると考えられること。

イ 政府、県行動計画では、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模の数値を設定しているが、想定を超える事態や下回る事もあることを念頭に置いて、臨機に対策を検討することが重要としていること。

ウ 新型インフルエンザの流行規模は、発生した病原性や感染力などに加えて宿主側の要因（人の免疫の状態）、社会環境など一人ひとりの状況によって左右される。また、病原性についても高い場合、低い場合など様々なケースがあり、発生時期を含め、正確に予測することは困難であること。

エ 現在の被害想定には多くの議論があり、科学的な知見が十分でないことから、必要に応じて見直しを図るとしている。

なお、新感染症については、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に対策を検討及び実施することになり、飛沫感染・接触感染への

対策を基本としながら、空気感染対策を含めて検討することとしていること。

被害想定（政府行動計画・県行動計画の被害想定から引用）

		国全体	宮城県
医療機関を受診する患者数		約 1,300～2,500 万人	約 23.8～45.8 万人
入院患者上限	重 度	約 200 万人	約 3.7 万人
	中等度	約 53 万人	約 1.0 万人
1 日当たり最大入院患者数 （流行発生から 5 週目）	重 度	39.9 万人	0.73 万人
	中等度	10.1 万人	0.19 万人
死亡者上限	重 度	約 64 万人	約 1.2 万人
	中等度	約 17 万人	約 0.3 万人

- ※ 1 県行動計画の被害想定は、科学的知見や過去に大流行したインフルエンザのデータを参考に、国が例として想定した被害を人口按分により想定している。
- ※ 2 全人口の 25%が新型インフルエンザにり患し、流行が約 8 週間続くと仮定
- ※ 3 入院患者数は、医療機関を受診する患者数の上限値である約 2,500 万人を基に推計
- ※ 4 重 度：スペインインフルエンザのデータを参考に、致命率を 2.0%と推計  
中等度：アジアインフルエンザのデータを参考に、致命率を 0.53%と推計
- ※ 5 新型インフルエンザワクチンや、抗インフルエンザ薬等による介入の影響（効果）、現在の医療体制及び衛生状況等は、一切考慮していない。

## （2）町行動計画の被害想定のかえ方

ア 新型インフルエンザ等についての被害想定については、政府行動計画及び県行動計画でも触れられているように、現在でも多くの議論があり、正確な発生予測や被害想定を行うことは困難であるが、特措法の理念上、危機管理を図る観点から、新型インフルエンザの発生を前提とした被害を想定し、対策を講ずることが必要であること。

イ 新型インフルエンザワクチンや、抗インフルエンザ薬等による介入の影響（効果）、現在の医療体制及び衛生状況等は、一切考慮していない被害想定であることなどから、いわゆる「数字だけが一人歩きする」ことがないように留意するものであること。

ウ 政府行動計画及び県行動計画から引用した感染規模を想定するものであること。

## （3）町の感染規模の想定

- A：1日に医療機関を受診する患者数（人口の 25%がり患するとした場合）  
平成 26 年 9 月 1 日現在人口（住民基本台帳）36,207 人×25%=9,052 人  
（流行の期間が 8 週間（56 日）として、1 日平均 162 人である。）  
県行動計画では、り患者数の上限を受診者数の 78.1%、同じく下限を 40.6%

と想定している。

- ・ 上限の受診率：9,052 人×0.781=7,070 人（人口比 19.5%）
- ・ 下限の受診率：9,052 人×0.406=3,676 人（人口比 10.1%）  
流行の期間が8週間（56日）として、それぞれ1日平均にすると、
- ・ 1日あたり上限の受診率：127人
- ・ 1日あたり下限の受診率：66人

B：入院患者数及び死亡者数（患者数：9,052人とした場合）

入院患者の割合は、政府行動計画及び県行動計画を参考に中等度は1.7%、重度では6.3%と想定している。また、致命率は中等度0.53%、重度で2.0%としている。

① 中等度（アジアインフルエンザ程度の致命率0.53%）の場合

- ・ 入院患者数：9,052 人×0.017 =154 人（人口比 0.4%）
- ・ 死亡者上限：9,052 人×0.0053= 48 人（人口比 0.1%）

② 重度（スペインインフルエンザ程度の致命率2.0%）の場合

- ・ 入院患者数：9,052 人×0.063 =570 人（人口比 2.0%）
- ・ 死亡者上限：9,052 人×0.02 =157 人（人口比 0.4%）

C：参考事例（インフルエンザ（H1N1）2009における宮城県の状況）

- ・ 患者数：38,437人（全国約38万人）
- ・ 死亡者数：3人（全国198人）

#### （4）社会への影響に関する想定

県行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、例として次のような影響が示されている。

【県行動計画：Ⅱ-4から引用】

- ・ 国の想定と同様、県民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後に治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられているが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業、公共施設の休館、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養など）のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることも見込み、従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されている。

このような県行動計画の想定を踏まえ、町としては、町民生活や経済活動への影響を最小限に抑えるため、水道事業サービス、窓口対応などの公共サービスの提供を継続する必要がある。

## 7 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

ア 国は、新型インフルエンザ等が発生した場合、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令で定められた指定（地方）公共機関が実施する対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

イ ワクチンその他の医薬品の調査、研究に努めることは基より、WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国など世界各国と国際的な連携を確保し、調査及び研究の推進に努める。

ウ 新型インフルエンザ等発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。

エ 新型インフルエンザ等発生した場合は、政府対策本部の下で基本的な対処方針を決定し、対策を協力を推進する。その際、医学、公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴いて対策を推進する。

### (2) 県の役割

ア 県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、的確な判断と対応を図る。

イ 新型インフルエンザ等対策については、市町村と緊密な連携を図る。

### (3) 町の役割

ア 町は、基本的対処方針により、町民に対するワクチンの接種、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援などを実施する。

イ 新型インフルエンザ等対策については、県及び近隣市町村、関係機関と緊密な連携を図る。

### (4) 医療機関の役割

ア 新型インフルエンザ等発生前から、その患者を診療するための院内感染対策及び必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等が発生時における患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備を図ることが重要である。

イ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して、患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努める。

#### (5) 指定地方公共機関の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、その対策を実施する責務を有する。

#### (6) 登録事業者の役割

ア 特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等が発生した場合においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、その発生前から、職場における感染対策及び重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施することが重要である。

イ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、その対策及び活動を継続するよう努める。

#### (7) 一般事業者の役割

ア 新型インフルエンザ等の発生に備えて、職場における感染症対策を図ることが求められる。

イ 町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等が発生した場合は、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれ、特に、多数の者が集まる事業者については、感染防止のための措置が求められる。

#### (8) 町民の役割

ア 新型インフルエンザ等発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報及び発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても実施しているマスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の家族単位、個人レベルでの防止策を実践するように努める。また、発生した場合に備えて食料品及び生活必需品等の備蓄に努める。

イ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、発生状況及び特徴などの情報、国及び県が行う対策のための措置、町が行う予防接種などの対策について、正しい情報を得て、沈着冷静な判断及び感染拡大を抑制するため、家族単位、個人レベルでの対策を実施するように努める。

## 第3章 町行動計画

### 1 町行動計画の主要7項目

第2章の2において、対策の目的及び基本的な戦略の中でもふれているように、新型インフルエンザ等対策の主たる目的は「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること」及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響を最小にすること」である。その目的を達成するための対策については、次の7項目とした。

なお、各項目の具体的な対策については発生段階ごとに記述する。

#### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く、感染力が強い場合、多数の町民の生命、健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会、経済活動の縮小や停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。そのため、国、県、町、事業者が相互に連携を図り、家庭・個人を含め、一体となった取組を実施することが求められる。

町の実施体制は、国による緊急事態宣言がされた場合、全庁的な危機管理の問題とする考えから、全課全部署が一体となった取組を推進するとともに、事業者及び関係団体との連携を強化し、新型インフルエンザ等の発生に備えた対応を図る。また、国による緊急事態宣言が発動された場合には、特措法の規定に基づき、利府町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するなど必要な措置を講ずる。

#### ア 対策本部

##### ① 構成

- ・ 本部長 : 町長
- ・ 副本部長 : 本部員のうちから町長が指名する者
- ・ 本部員 : 副町長、教育長、塩釜地区消防事務組合利府消防署長又はその指名する消防吏員及び本部長が指定する町職員
- ・ 参考人 : 本部長が必要と認めるときは、国、県の職員、関係機関の有識者の出席を求めることができる。
- ・ 事務局 : 保健福祉課

##### ② 所管事項

- ・ 新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。
- ・ 町内における感染抑制対策及び予防対策に関すること。
- ・ 県内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・ 国、県、他市町村、医療機関、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 町民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・ その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

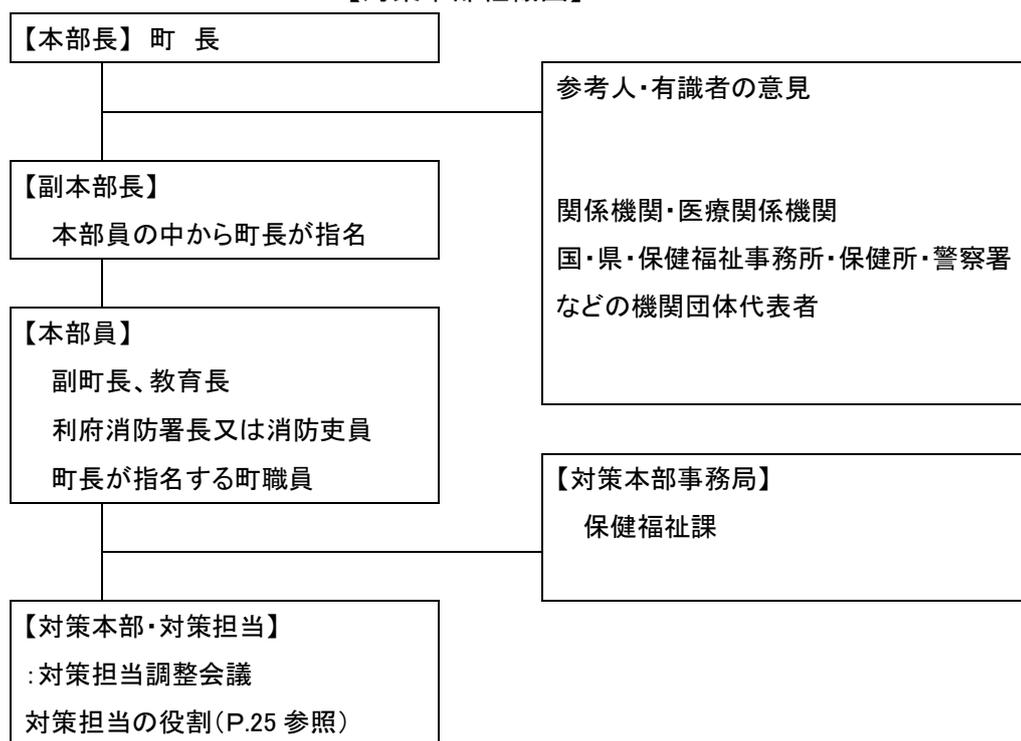
### ③ 設置

- ・国により緊急事態宣言がされているとき
- ・宮城県新型インフルエンザ等対策本部が設置され、その対策を進める上で、町長が必要と判断したとき

### イ 運営

- ① 本部長は、新型インフルエンザ等対策を協議するため、副本部長及び本部員を招集し、対策本部会議を開催する。
- ② 対策本部会議には、関係機関等の代表者の出席を求めることができる。

【対策本部組織図】



### ウ 対策担当及び対策担当部長の設置

本部長は、対策本部内に、必要と認める数の対策担当及び対策担当部長を置くことができる。対策担当は、危機管理の観点から、基本的に複数の課等を割り振る計画とする。

### エ 対策本部設置までの基本的な流れ

新型インフルエンザ等の発生を予測することは困難であるが、海外で発生した場合は、国の緊急事態宣言が発動される以前であっても、国及び県等から正確な情報を得ながら、必要に応じて、臨時課長会議を開催するなど情報の共有化を図る。また、新型インフルエンザ等が国内において発生し、緊急事態宣言がされた場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、本部長を中心とした対策本部会議を招集する。併せて、必要に応じ、課長会議構成員で組織する対策担当調整会議を開催し、情報の共有化を図りながら、対策方針を確認する。

## (2) 情報収集及びサーベイランスの協力

新型インフルエンザ等の対策を実施するためには、新型インフルエンザに関する様々な情報を系統的に収集、分析し、判断につなげるとともに、その結果を町民及び関係者に情報提供することが重要である。仮に、新型インフルエンザ等が県内、町内で発生した場合、国及び県等からの要請に応じ、県内での感染経路の特定や患者数の全数把握などのサーベイランス体制の構築等に協力する。

### ① 未発生期から県内発生早期

県では、患者の全数把握などのサーベイランス体制の強化を図り、患者の症状等の特徴を把握するため、積極的な情報収集及び分析を実施する計画である。また、鳥類及び豚インフルエンザ等について、これらの動物の間での発生動向を把握することとしている。

町は、県等と連携して、これらの情報を収集、情報提供するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

### ② 県内感染期

県では、患者の感染経路や全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える計画であり、町は、県等と連携して、これらの情報を収集、情報提供するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

## (3) 情報提供と共有

### ア 情報提供と共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通理解の下に、国、県、町、医療機関、事業者、個人の各々がその役割を認識し、十分な情報を基に判断し、適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、コミュニケーションが必須である。それは一方向ではなく、双方向性のものであり、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むものであることが重要である。

### イ 情報提供手段の確保

町民に対する情報提供については、情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人や障がいのある方など情報が届きにくい方にも配慮して、受取手に応じた情報提供を図るため、防災行政無線での広報やインターネットを含めた多様な媒体を用いて、分かりやすい内容で、可能な限り迅速な情報提供を図る。

### ウ 未発生期から海外発生期における情報提供

情報提供については、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防対策として、発生前においても、国、県からの情報について、新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報や国外での発生状況や病原体の性状などの様々な調査研究の情報を可能な限り、町民等に対して情報提供す

る。また、新型インフルエンザ等が発生した場合、特に、感染拡大が起こりやすい学校、幼稚園及び保育園、保育所など（以下「保育園等」という。）に対しては、所管する教育委員会等と、情報共有を図りながら、密接に連携し、保護者等に対して周知することが必要である。

## エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

### ① 県内未発生期から県内感染期

国、県では、国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生した場合、その発生段階に応じて、県内外の発生状況、病原体の性状、対策の実施状況等について、特に、科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮して、どのように判断がされたのか等の対策の決定過程や、対策の理由、対策の実施主体を明確にししながら、患者等の人権にも配慮して、迅速かつ分かりやすい情報提供を図ることとしている。

町は、町民に対して、冷静な対応を促すとともに、国、県からの情報や対策の内容については、迅速かつ正確な情報提供に努める。特に、国、県が実施する情報提供は、テレビ、新聞等のマスメディアを重視し、その役割と協力を求めながら、広範囲に行う計画である。また、必要に応じて、町ホームページや町登録制メールに加え、防災行政無線を使用し、情報提供に努めるほか、健康上、支援が必要な個人、家庭には、必要に応じて、定期的な電話等による情報提供を図る。また、デマや誤った情報を確認した場合は、風評被害を考慮し、迅速に、個々に打ち消す情報提供を図る。

なお、新型インフルエンザ等は、誰もが感染する可能性があること及び感染したことについて、患者やその関係者には一切の責任がないことなどの人権に配慮しながら、情報提供を図ることが必要である。また、その対策には、個人や家庭における対策が感染拡大の防止に大きな役割を果たすことなど、認識の共有を図ることが重要である。

### ② 町民の情報収集の利便性向上策

県では、情報収集の利便性の向上のため、国の情報、県及び市町村の情報指定（地方）公共機関の情報などを集約し、総覧できるサイトを必要に応じて開設することとしており、町でも、ホームページにおいて情報提供を図る計画であることから、これに協力する。

### ③ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制とする。また、対策の実施主体となる担当課などが情報提供する場合は、必要に応じて、対策本部が調整を図る。

なお、①情報提供と共有の目的において述べたように、発信した情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活用する。

#### (4) 予防とまん延防止

##### ア 予防及びまん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策の基本は、流行のピークをできるだけ遅らせることにより、体制の整備を図るための時間を確保することにつながるほか、流行のピーク時の受診患者数を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収めることである。

その防止策には、国、県、町、医療機関、指定（地方）公共機関など、それぞれの役割分担に基づき、個人や家庭での対策を得ながら、地域対策、職場や学校などでの対策、予防接種の実施などの複数の対策を組み合わせ実施するが、その内容には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会や経済活動に影響を与える場合も含まれるものであることから、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の強化、縮小、中止を判断する。

##### イ 基本的まん延防止対策

町においては、国内発生早期の段階から、県と連携して、咳エチケット、手洗い、うがいなどの基本的な感染症対策を実践するように勧奨する。また、必要に応じて、自主的に町及び町教育委員会所管の公共施設での使用制限を実施する。

#### (5) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザによる健康被害や、社会、経済活動への影響を最小限にとどめることにつながるものである。

##### ア ワクチン

国では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類を準備する計画である。

##### イ 特定接種

特定接種は、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種である。

特定接種の対象となり得る者は次のとおりである。

- ① 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより、登録を受けている者（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種については、基本的には住民接種より先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者の基準を決定する際は、国民の十分な理解が得られるように、特措法上、高い公益性、公共性が認められるものでなければならないとされている。

このうち、国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者について、特措法上の公益性、公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度とされており、国において、この制度を中心として特定接種の対象業務が定められるものである。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価される社会インフラに関わる指定（地方）公共機関に指定されている事業者、国民の生命に重大な影響があるものとして、介護福祉事業者が該当するとされている。また、この指定（地方）公共機関制度には該当しないが、特例として、国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造、小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

しかし、特定接種を実施する際、危機管理下における状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、国の新型インフルエンザ等の病原性の特徴、特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに政府対策本部において、社会状況等を総合的に判断し、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される計画である。

町は、国が示す基本的対処方針に基づき、特定接種を実施する。

#### ウ 特定接種実施体制

特定接種については、登録事業者のうち、対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については国が実施主体となる。

また、その対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員が所属する県又は市町村が実施主体となる。

特定接種は、原則として集団的接種により実施することとされるため、円滑に実施できるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが必要である。

町は、特定接種を実施するに当たっては、関係団体や医療機関の協力が必須であるため、近隣市町と連携しながら、関係機関と協議し、予防接種体制を構築する。

#### エ 住民接種

緊急事態宣言がされた場合、新型インフルエンザ等対策における住民接種は、特措法第46条及び予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種である。また、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項による新臨時接種の扱いとなる。

住民接種の接種順位については、政府行動計画において4つの群に分類し、流行の状況に応じたケースを想定している。ただし、新型インフルエンザ等の病原性、病原体の性状などの情報を踏まえ、柔軟な対応が必要であることから、国において、個々のケースごとに接種順位が示される。その決定に当たっては、基本的に新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた方針が示されることになるが、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第46条第2項に規定されるように、国民生活及び経済に及ぼす長期的な影響及び我が国の将来を守ることに重点を置く考え方等を考慮するとしている。

なお、政府行動計画及び県行動計画においては、特定接種対象者以外の住民接種対象者について、基本的に次のAからDまでの4群に分類して想定を行っている。

#### 《想定される住民接種の接種順位》

- A 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者など発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者、基礎疾患を有する者及び妊婦
  - B 小児：1歳未満の小児の保護者を含む。
  - C 成人・若年者：1歳以上65歳未満の者
  - D 高齢者：感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる65歳以上の者
- 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
    - ・ 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合  
(医学的ハイリスク者>成人>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者、②成人、③小児、④高齢者
    - ・ 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者、②高齢者、③小児、④成人
    - ・ 小児に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合  
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者、②小児、③高齢者、④成人
  - 国の将来を守ることに重点を置いた考え方
    - ・ 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合  
(医学的ハイリスク者及び成人>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①小児、②医学的ハイリスク者、③成人、④高齢者
    - ・ 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合  
(医学的ハイリスク者及び高齢者>成人>小児の順で重症化しやすいと仮定)  
①小児、②医学的ハイリスク者、③高齢者、④成人
  - 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて国の将来

を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合  
(医学的ハイリスク者及び成人>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者、②小児、③成人、④高齢者
- ・高齢者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合  
(医学的ハイリスク者及び高齢者>成人の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者、②小児、③高齢者、④成人

#### オ 住民接種体制

住民接種については町が主体となって実施する。特定接種と同様に、原則として集団的接種により実施することになるため、円滑に実施できるよう未発症期から接種体制の構築を図ることが必要である。

町は、住民接種を実施するに当たって、関係団体や医療機関の協力が必須であるため、近隣市町と連携しながら、体制を構築する。

### (6) 医療

県行動計画においては、新型インフルエンザ等の発生地域からの帰国者、接触者に対する相談センターの設置及び医療体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄などの体制整備を図ることとしている。また、予防接種を行うため、必要があると認めるときは、医療関係者に対して、必要な協力の要請又は指示することとしている。

このような県が実施する医療体制の整備等は、町が実施する新型インフルエンザ等対策と密接な関わりがあり、町民においても有用な事項が含まれることから、県からの要請に基づき、可能な限り協力する必要がある。特に、医療に関する県の対策において、県内感染期に重症者を入院させる一方で、軽症者は在宅療養に振り分ける措置を講じた場合、町は、県、医療機関、関係団体と連携しながら、在宅療養する患者及びいわゆる生活弱者への支援を検討することが必要である。

【県行動計画：Ⅱ－6から引用】

#### (5) 医療

##### (ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、県全体の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

特に、県全体の医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や、特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

(イ) 発生前における医療体制の整備

県及び仙台市は、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、郡市医師会、各支部薬剤師会、中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は公共施設等のリストを作成するなど設置の準備を行うこと、さらに、帰国者・接触者相談センター（コールセンターを兼ねる場合がある。）の設置の準備を進めることが重要である。

(ウ) 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の県内での発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、県においては、感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく必要がある。また、国内での発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、国が行うサーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生源からの帰国者や県内患者の濃厚接触者の診療のため、県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは、各圏域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接種した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者]外来等の圏域における医療体制については、一般的な広報によるほか、「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科など、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り

替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や、臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、地域においては、事前にその活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市町村との連携だけではなく、郡市医師会、各支部薬剤師会及び学会等関係機関とのネットワークの活用が重要である。

(エ) 医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定められた医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等することができる。

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定められた基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が損害を被った場合には、政令で定められたところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

(オ) 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄

政府行動計画を参考として、県民の45%に相当する量を目標に、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。

インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や、臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、国において備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討することとしていることから、県も国の動向に合わせる。

## (7) 町民生活及び町民経済の安定確保

町は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生前から事前準備や情報提供に努めることが必要である。

新型インフルエンザ等は、多くの町民が患い、流行が約8週間程度続くと想定されている。また、本人や家族のり患により、町民生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び経済への影響を最小限にできるように、国、県、町、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、特措法に基づく事前準備を図り、一般の事業者においても、この趣旨を十分な理解を得るように努めることが重要である。

## 第4章 各段階における対策

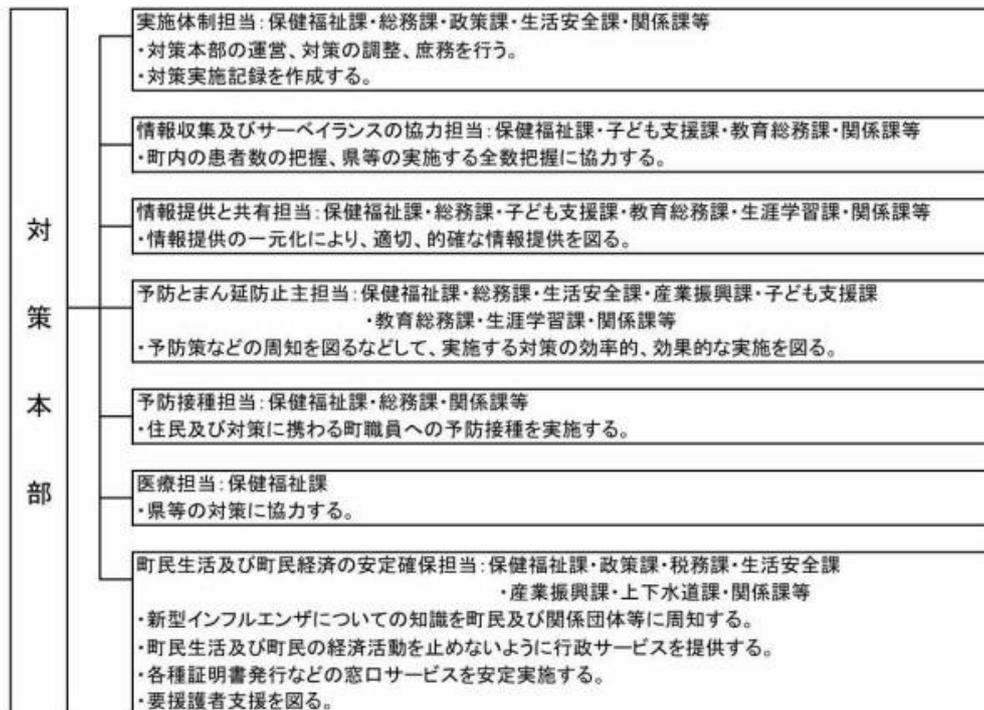
新型インフルエンザ等の発生に備えるため、発生段階ごとに第3章で示した主要7項目について、個別の対策を想定する。また、各発生段階における対応は、基本的に対策の主担当となる保健福祉課で対応を図ることになるが、国による緊急事態措置がされた場合には、全庁的な危機管理として取り扱う必要がある。

このことから、新型インフルエンザ等が国内に侵入した段階（県内未発生期）における国による緊急事態宣言から解除されるまで、又は本部長（町長）が必要と認める期間にあっては、対策担当の役割分担に基づき、町が実施する対策を講ずる計画であり、対策項目の末尾に担当課名を示している。また、本部長は、必要に応じ、各対策担当のうちから、対策担当部長を指名する。

この期間以外の段階においても、事前に関係機関等との連携、調整が必要なことが想定される対策等については、対策項目の末尾に担当課名を示している。これらの対策については、総合的に新型インフルエンザ等対策を実施する必要性があることから、保健福祉課が係りを持ちながら、調整等を図る。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは、必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる事態が発生する可能性を含み合わせて考える必要性があることから、段階はあくまで目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施することになる。

### 基本的各課の役割



※対策の各担当の詳細は、第4章 各段階における対策に記載

## 1 未発生期

### 概要

#### ア 状態

- ① 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ② 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

#### イ 目的

発生に備えて体制の整備を図るとともに、国、県、国際機関等からの情報収集等に努める。

#### ウ 対策の考え方

- ① 新型インフルエンザ等は、発生時期を想定することが難しいことから、町行動計画等を踏まえ、県等との連携を図りながら、情報収集、サーベイランス、対応体制の構築、訓練の実施など事前の準備を推進する。
- ② 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を図る。

### (1) 実施体制

#### ア 町行動計画の作成

町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画や業務計画等を作成し、必要に応じて見直しを図る（保健福祉課）。

#### イ 体制の整備及び国及び県との連携強化

- ① 町は、県、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の調整及び手順の確認等の想定訓練を実施する（保健福祉課・関係課等）。
- ② 町は、町行動計画の作成にあたり、必要に応じ、県による支援を要請する（保健福祉課）。
- ③ 町は、必要に応じ、緊急事態措置に備えて警察、消防機関等との連携を進める（生活安全課・関係課等）。

### (2) 情報収集及びサーベイランス

#### ア 情報収集

町は、国、県等から新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集する（保健福祉課）。

#### イ 通常のサーベイランス

町は、感染症情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する（保健福祉課）。

## ウ 調査研究

町は、必要に応じて、国、県が実施する調査研究に参画するなどして、新型コロナウイルス等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、職員の研修や他市町村等との連携等の体制整備を図る（保健福祉課）。

## (3) 情報提供及び共有

### ア 継続的な情報提供

- ① 町は、新型コロナウイルス等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、町公式ウェブサイト等を利用し、町民に継続的に分かりやすい情報提供を図る（保健福祉課・関係課等）。
- ② 町は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る（子ども支援課・教育総務課・関係課等）。

### イ 体制整備等

- ① 町は、新型コロナウイルス等が発生した場合に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とし、情報の受取手に応じ、登録制メールを含めた利用可能な複数の媒体、機関を活用する）、情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を図り、防災行政無線の利用などあらかじめ想定できるものについては調整を図る（保健福祉課・関係課等）。
- ② 町は、地域における対策の現場となる関係機関等とメールや電話を活用し、さらにインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する（保健福祉課）。
- ③ 町は、新型コロナウイルス等の発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口の設置準備を図る（保健福祉課）。

## (4) 予防及びまん延防止

### ア 個人における対策の普及

- ① 町は、感染予防のため、町民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、発生国からの帰国者等で自らの発症が疑わしい場合は、県が設置する帰国者・接触者相談センターに連絡し指示を仰ぐこと、マスクの着用等の咳エチケットを行うことなど基本的な感染対策について、町民の理解促進を図る（保健福祉課）。

### イ 地域対策及び職場対策の周知

- ① 町は、新型コロナウイルス等の発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図る（総務課・産業振興課・

関係課等)。

- ② 町は、県が実施する緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について、協力して周知する準備を進める（保健福祉課）。

#### ウ 学校及び保育園等での対策

- ① 町及び町教育委員会は、学校、保育園等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた体制、対策を検討する(子ども支援課・教育総務課・関係課等)。
- ② 季節性インフルエンザに対しても、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の実施すべき感染対策を児童、生徒、園児等へ指導、啓発するとともに、学校、保育園等における対策について流行前に家庭等へ周知を図る（子ども支援課・教育総務課・関係課等）。

### (5) 予防接種

#### ア 特定接種体制の構築

- ① 町は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内の接種体制を構築する（総務課・関係課等）。
- ② 町は、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する（保健福祉課）。

#### イ 住民接種体制の構築

- ① 町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る（保健福祉課）。
- ② 町は、国及び県の協力及び技術的な支援を得て、円滑な接種の実施のため、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、町以外の市町村による接種を可能にするよう努める（保健福祉課）。
- ③ 町は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種ができるように医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制、接種の場所、接種の時期の周知、予約等、接種の具体的な実施方法について準備を図る（保健福祉課）。

### (6) 医療

町は、医療に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する（保健福祉課）。

### (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

#### ア 業務計画等の作成

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、対策に従事する職員の大量り患を想定した行政サービス提供の継続、上下水道事業におけるライフラインの安

定供給のための業務継続計画の策定を図るなど準備を進める（総務課・上下水道課・関係課等）。

#### **イ 物資供給の要請等**

町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する（政策課・関係課等）。

#### **ウ 要援護者への生活支援**

町は、新型インフルエンザ等が発生した場合の高齢者、障がい者等の要援護者を把握するとともに、災害時備蓄品の提供など生活支援策を検討する（生活安全課・関係課等）。また、マスク、消毒液等の新型インフルエンザ等対策備蓄品の準備を検討する（保健福祉課・関係課等）。

#### **エ 火葬能力等の把握**

県では、市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握、検討を図り、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する（生活安全課・関係課等）。

#### **オ 物資及び資材の備蓄等**

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物品その他の物資及び資材を備蓄し、必要に応じて、施設及び設備の整備等を図る。また、自然災害時備蓄品の相互利用を検討する（生活安全課・関係課等）。

## 2 海外発生期

### 概要

#### ア 状態

- ① 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ② 国内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ③ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国、地域に拡大している場合等、様々な状況が想定される。

#### イ 目的

新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生が遅延と早期発見に努めるとともに、県内発生に備えて体制整備を図る。

#### ウ 対策の考え方

- ① 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう措置する。
- ② 対策の判断に役立てるため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を図る。
- ③ 県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に対策を講ずる準備を促す。
- ④ 町民生活及び町民経済の安定のための準備、予防接種の準備等の県内発生に備えた体制整備を図る。

### (1) 実施体制

#### ア 体制強化等

- ① 町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、情報の集約、共有、分析を実施する(保健福祉課)。
- ② 町は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言が出された場合には、町長を本部長とする対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針に基づき、町行動計画等に基づく事前準備を図る(保健福祉課・関係課等)。
- ③ 町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針に基づき、医療機関、事業者等を町民に広く周知する(保健福祉課・関係課等)。
- ④ 町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者等を町民に広く周知する(保健福祉課・関係課等)。

#### イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

町は、海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する(保健福祉課・関係課等)。

## (2) サーベイランス及び情報収集

- ① 町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する（保健福祉課）。
- ② 町は、町内の学校、保育園等での季節性インフルエンザの集団発生の把握を強化する（子ども支援課・教育総務課・関係課等）。

## (3) 情報提供及び共有

### ア 情報提供

- ① 国及び県は、国民、県民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本として情報提供を図る計画である。
- ② 町は、町ホームページや町登録制メール、詳細に分かりやすく、可能な限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を図る（総務課・関係課等）。
- ③ 町は、対策本部設置に備えて情報の集約、整理、一元的な発信の準備を図る（総務課・関係課等）。
- ④ 町は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう対策本部において適宜調整する（保健福祉課・関係課等）。

### イ 情報共有

町は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を図る（保健福祉課・関係課等）。

### ウ 相談窓口の設置

町は、県等からの要請に応じ、国が作成するQ&A等を活用し、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。開設する期間は、県と協議しながら、必要な期間とする（保健福祉課）。

## (4) 予防及びまん延防止

### ア 町内での予防及びまん延防止対策の準備

町及び教育委員会は、未発生期に引き続き、町民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、発生国からの帰国者等で自らの発症が疑わしい場合は、県が設置する帰国者・接触者相談センターに連絡し指示を仰ぐこと、マスクの着用等の咳エチケットを行うことなど基本的な感染対策について、町民の理解促進を図る（子ども支援課・教育総務課・関係課等）。

## (5) 予防接種

### ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

町は、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に資する（保健福祉課）。

## イ 特定接種体制

- ① 町は、県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を図る（保健福祉課）。
- ② 町は、県や国等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員を対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を実施する（総務課・関係課等）。

## ウ 住民接種体制

町は、県、国等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関して、全町民が速やかに接種できるよう、「第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づき、具体的な接種体制構築の準備を進める（保健福祉課・関係課等）。

## オ 情報提供

町は、県等と連携して、国が実施するワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する（総務課・関係課等）。

## (6) 医療

町は、医療に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する（保健福祉課）。

## (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

### ア 事業者への対応

県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の継続について、関係団体等を通し、事業者に周知する。

町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する（総務課・産業振興課・関係課等）。

### イ 遺体の火葬及び安置

町は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が生じた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を図る（生活安全課・関係課等）。

### ウ 要援護者への生活支援

町は、高齢者、障がい者等の要援護者の把握を進めるとともに、必要に応じて、生活支援（見回り、災害備蓄品の提供等）などの支援方法を詳細に検討する（生活安全課・保健福祉課・関係課等）。

### 3 県内未発生期（国内発生早期）

#### 概要

##### ア 状態

国内のいずれかの都道府県（宮城県を除く）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

##### イ 目的

新型インフルエンザ等の県内発生をできるだけ遅らせ、発生の際の早期発見に努めるとともに、県内発生に備えて体制の整備を図る。

##### ウ 対策の考え方

- ① 国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に対して、積極的な情報提供を図る。
- ② 町民生活及び町民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を図る。
- ③ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

#### (1) 実施体制

##### ア 実施体制

- ① 町は、国内において新型インフルエンザ等が発生の疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに保健福祉課が中心となり、情報の集約・共有・分析を図る（保健福祉課）。
- ② 町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて、対策本部の設置して、対策本部会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する（保健福祉課・関係課等）。
- ③ 町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する（保健福祉課・関係課等）。
- ④ 町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する（保健福祉課・関係課等）。

##### イ 緊急事態宣言がされた場合の措置

###### ① 緊急事態宣言

町は、国が新型インフルエンザ等の発生の状況により、宮城県に対して緊急事態宣言を行ったときは、町計画に基づき必要な対策を実施する。

###### ② 対策本部の設置

町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに対策本部を設置する（保健福祉課・関係課等）。

## (2) サーベイランス及び情報収集

- ① 町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する（保健福祉課）。
- ② 町は、町内の学校、保育園等での季節性インフルエンザの集団発生の把握を強化する（子ども支援課・教育総務課・関係課等）。

## (3) 情報提供及び共有

### ア 情報提供

- ① 県は、県民に対して、県内外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本として情報提供を図る計画である。
- ② 町は、町ホームページや町登録制メール、詳細に分かりやすく、可能な限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を図る（総務課・関係課等）。
- ③ 町は、対策本部設置に備えて情報の集約、整理、一元的な発信の準備を図る。（総務課・関係課等）。
- ④ 町は、県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育園等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する（総務課・子育て支援課・教育総務課・関係課等）。
- ⑤ 町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行う（総務課・関係課等）。
- ⑥ 町は、対策の実施主体となる関係課が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する（総務課・関係課等）。

### イ 情報共有

町は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を図る（保健福祉課）。

### ウ 相談窓口の体制充実及び強化

- ① 町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、設置した相談窓口体制を充実、強化する（保健福祉課）。
- ② 町は、国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する（保健福祉課）。

## (4) 予防及びまん延防止

### ア 県等との連携による町民及び事業所等への要請

- ① 町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エ

チケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する（保健福祉課・関係課等）。

② 町は、県等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底及び当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨を要請する（産業振興課・関係課等）。

③ 町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する（政策課・関係課等）。

④ 町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する（保健福祉課・関係課等）。

#### イ 学校及び保育園等での対策

① 町及び町教育委員会は、学校、保育園等と連携し、マスク着用等の励行を行うとともに、家庭に対して新型インフルエンザ等の発生状況や現在の対策について、チラシ、町ホームページや町登録制メール等を活用し、できる限りリアルタイムでの情報提供、注意喚起を実施する（子ども支援課・教育総務課・関係課等）。

② 町及び町教育委員会は、県及び学校、保育園等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校、保育園等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）、保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）に基づくクラス閉鎖、休園等を適切に実施する（子ども支援課・教育総務課・関係課等）。

③ 町及び町教育委員会は、学校、保育園等と連携し、学校における部活動や校外活動、保育園等における行事等について自粛、制限、中止、延期等の措置を検討する（子ども支援課・教育総務課・関係課等）。

#### ウ 町公共施設での対策

① 町及び町教育委員会は、各公共施設と連携し、公共施設が提供するサービスの自粛、制限、中止、延期等の措置を検討する（財務課・子ども支援課・生涯学習課・関係課等）。

② 町及び町教育委員会は、各公共施設と連携し、公共施設を利用する町民及びサークル等の団体に対し、自粛、制限、中止、延期等の要請を検討する（財務課・子ども支援課・生涯学習課・関係課等）。

### (5) 予防接種

#### ア ワクチンの供給

県では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を図る。

町は、関連情報を収集し、予防接種体制の準備を図る（保健福祉課）。

## イ 特定接種

町は、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を実施する（総務課・保健福祉課）。

## ウ 住民接種

- ① 町は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を踏まえ、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係機関の協力を得て、住民接種を開始する（保健福祉課・関係課等）。
- ② 町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する（総務課・保健福祉課・関係課等）。
- ③ 町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全町民が速やかに接種できるよう、「第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づく接種体制の準備を図る（保健福祉課・関係課等）。

## エ モニタリング

町は、ワクチン接種を終了した段階で国が実施するモニタリングに関する総合評価の状況を把握する（保健福祉課・関係課等）。

## (6) 医療

町は、県等と連携し、医療に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する（保健福祉課）。

## (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

### ア 事業者への対応

県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の継続について、関係団体等を通し、事業者に周知する。

町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する（総務課・産業振興課・関係課等）。

### イ 町民及び事業者への呼びかけ

- ① 町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に際し、消費者としての冷静な行動を呼びかける（産業振興課・関係課等）。
- ② 県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて周知する計画である。

町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する（産業振興課・関係課等）。

### ウ 要援護者への生活支援

町は、高齢者、障がい者等の要援護者を把握するとともに、必要に応じて、生

活支援（見回り、災害備蓄品の提供）などの対応等を含めた具体的な支援方法を検討する。また、電話等による健康状態の把握、聞き取りを実施するなどの措置を準備する。また、必要に応じて、緊急物資及び備蓄食料品等の提供を検討する（生活安全課・保健福祉課・関係課等）。

## 4 県内発生早期

### 概要

#### ア 状態

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

#### イ 目的

- ① 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- ② 患者に適切な医療を提供する。
- ③ 感染拡大に備えた体制の整備を図る。

#### ウ 対策の考え方

- ① 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を実施する。
- ② 町は、医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な提供を図る。
- ③ 町は、県と連携して、新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱、呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を図る。
- ④ 町は、県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を図る。
- ⑤ 町は、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は速やかに実施する。

### (1) 実施体制

#### ア 実施体制

- ① 町は、県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに情報の集約、共有、分析を図る（保健福祉課・関係課等）。
- ② 町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて対策本部を設置し、対策本部会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する（保健福祉課・関係課等）。
- ③ 町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する（保健福祉課・関係課等）。
- ④ 町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する（保健福祉課・関係課等）。

#### イ 緊急事態宣言がされた場合の措置

##### ① 緊急事態宣言

町は、国が新型インフルエンザ等の状況により、宮城県に対して緊急事態宣言

を行ったときは、国の基本的対処方針、町行動計画に基づき必要な対策を実施する（保健福祉課・関係課等）。

#### <補足>

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。

区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定される。

なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域を指定することも想定される。

#### ② 対策本部の設置

町は、緊急事態宣言がされた場合、速やかに町対策本部を設置する（保健福祉課・関係課等）。

### (2) サーベイランス及び情報収集

① 町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する（保健福祉課・関係課等）。

② 町は、町内の学校、保育園等での新型インフルエンザ等の集団発生状況の把握を強化する（子ども支援課・教育総務課・関係課等）。

### (3) 情報提供及び共有

#### ア 情報提供

① 国及び県は、国民、県民に対して、県内外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本として情報提供を図る計画である。

② 町は、チラシ、町ホームページや町登録制メール、防災行政無線を活用し、その広報手段の特性を活かして、詳細に分かりやすく、可能な限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を図る（総務課・関係課等）。

③ 町は、対策本部設置に備えて情報の集約、整理、一元的な情報発信の準備を進める（総務課・関係課等）。

④ 町は、県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、又は患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育園等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する（子ども支援課・教育総務課・関係課等）。

⑤ 町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する（総務課・関係課等）。

⑥ 町は、対策の実施主体となる関係課が情報を提供する場合には、適切に情報

を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する(保健福祉課・関係課等)。

#### イ 情報共有

① 町は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を図る(保健福祉課・関係課等)。

#### ウ 相談窓口の体制充実及び強化

① 町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、設置した相談窓口体制を充実・強化する(保健福祉課・関係課等)。

② 町は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する(保健福祉課・関係課等)。

### (4) 予防及びまん延防止

#### ア 県等との連携による町民及び事業所等への要請

① 町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する(保健福祉課・関係課等)。

② 町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底及び新型コロナウイルス等の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨を要請する(産業振興課・関係課等)。

③ 町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する(企画課・保健福祉課)。

④ 町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設及び多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する(保健福祉課・関係課等)。

#### イ 学校及び保育園等での対策

① 町及び町教育委員会は、学校、保育園等と連携し、マスク着用等の励行を図るとともに、家庭に対して県内での発生状況や現在の対策について、チラシ、町ホームページや町登録制メール、防災行政無線等を活用し、できる限りリアルタイムでの情報提供を図る(子ども支援課・教育総務課・関係課等)。

② 町及び町教育委員会は、県及び学校、保育園等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校、保育園等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)、保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省)に基づくクラス閉鎖・休園等を適切に実施する。また、家庭において児童等の看護のために出勤が困難となる者も多数となるため、企業等に欠勤への理解と協力をできる限り要請する(子ども支援課・教育総務課・関係課等)。

③ 町及び町教育委員会は、学校、保育園等と連携し、学校における部活動や校外活動、保育園等における行事等について自粛、制限、中止、延期等の措置を

要請する（子ども支援課・教育総務課・関係課等）。

#### ウ 町公共施設での対策

- ① 町及び町教育委員会は、各公共施設と連携し、公共施設が提供するサービスの自粛、制限、中止、延期等の措置を検討する（財務課・子ども支援課・生涯学習課・関係課等）。
- ② 町及び町教育委員会は、各公共施設と連携し、公共施設を利用する町民及びサークル等の団体に対し、自粛、制限、中止、延期等の要請を検討する（財務課・子ども支援課・生涯学習課・関係課等）。

#### オ 緊急事態宣言されている場合の措置

町は、町内において、国が地域における重点的な感染拡大防止策の実施する場合には、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に協力する（保健福祉課・関係課等）。

##### 【県行動計画：県内発生早期（４）－３から抜粋】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、広域圏単位）とすることが考えられている。（保健福祉部）
- ② 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。なお、県は要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。（総務部、保健福祉部、教育庁）
- ③ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育園等以外の施設に対し、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じない施設に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。なお、県は要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。（関係部局）
- ④ 市町村は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 45 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## (5) 予防接種

### ア ワクチンの供給

町は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に資する（保健福祉課）。

### イ 特定接種

町は、県内未発生期に引き続き、県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を実施することを基本に、本人の同意を得て特定接種を実施する（総務課・関係課等）。

### ウ 住民接種

- ① 町は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関わる国の決定内容を確認する（保健福祉課・関係課等）。
- ② 町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する（総務課・関係課等）。
- ③ 町は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係機関の協力を得て、住民接種を開始する（保健福祉課・関係課等）。
- ④ 町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全町民が速やかに接種できるように、「第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づく接種体制を構築する（保健福祉課・関係課等）。

### エ モニタリング

町は、ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する（保健福祉課）。

### オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

町は、町民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する（保健福祉課・関係課等）。

## (6) 医療

町は、県等と連携し、医療に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する（保健福祉課）。

## (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

### ア 事業者への対応

県では、県内未発生期に引き続き、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の継続について、関係団体等を通し、事業者にも周知する。

町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する（産業振興課・関係課等）。

## イ 町民及び事業者への呼びかけ

① 町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に際し、消費者としての冷静な行動を呼びかける（産業振興課・関係課等）。

② 県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請に協力する。

町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する（産業振興課・関係課等）。

## ウ 要援護者への生活支援

町は、必要に応じて、高齢者、障がい者等の要援護者への電話等による健康状態の把握等の初期支援策を実施する。また、必要に応じて、緊急物資及び備蓄食料品等の提供を検討する（生活安全課・保健福祉課・関係課等）。

## エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 事業者の対応等

a 指定（地方）公共機関等は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

b 登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を実施する。

c 県では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じて、事業者への周知に協力する。

町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する（保健福祉課・関係課等）。

② 電気、ガス、水の安定供給

a 電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態においては、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

b 水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等を図り、新型インフルエンザ等緊急事態においては、飲料水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる（上下水道課・関係課等）。

③ 運送、通信、郵便の確保

a 運送事業者である指定地方公共機関等は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の状況確認、感染対策の実施等、緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

b 電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用、緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

c 郵政事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関等は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の

実施、緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

④ サービス水準の低下に関する町民への周知

町は、県等と連携して、上記事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を実施し、新型インフルエンザ等がまん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性があることを周知し、理解を求める（総務課・関係課等）。

⑤ 緊急物資の運送等

a 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

b 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品卸売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品の配送を要請する。

c 県は、指定地方公共機関が正当な理由がないにもかかわらず、a 及び b の要請に応じないときは、必要に応じ、当該指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

⑥ 生活関連物資等の価格の安定等

県及び町は、県等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じて、相談窓口を設置し、町民からの相談、情報収集の充実を図る（産業振興課・関係課等）。

⑦ 犯罪の予防及び取締り

県は、国からの指導、調整に基づき、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取り締まりを徹底する。

## 5 県内感染期

### 概要

#### ア 状態

- ① 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
- ② 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む

#### イ 目的

- ① 医療体制を維持する。
- ② 健康被害を最小限に抑える。
- ③ 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。

#### ウ 対策の考え方

- ① 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- ② 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供に努める。
- ③ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ④ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ⑤ 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活及び町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ⑥ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。
- ⑦ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小、中止を図る。

### (1) 実施体制

#### ア 県内感染期移行の判断

県では、国の基本的対処方針の変更にに基づき、県内感染期に入ったことを判断した場合、国の基本的対処方針及び県行動計画により必要な対策を実施する。

町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町行動計画により必要な対策を実施する（保健福祉課・関係課等）。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を実施できなくなった場合においては、特措法の規定に基づく宮城県知事による代行、応援等の措置の活用を図る（保健福祉課・関係課等）。

## (2) サーベイランス及び情報収集

町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等の要請に応じ、その取組等に適宜、協力する(子ども支援課・教育総務課・関係課等)。

## (3) 情報提供及び共有

### ア 情報提供

- ① 国及び県は、国民、県民に対して、県内外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本として情報提供を図る計画である。
- ② 町は、チラシ、町ホームページや町登録制メール、防災行政無線を活用し、その広報手段の特性を活かして、詳細に分かりやすく、可能な限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を図る(総務課・関係課等)。
- ③ 町は、情報の集約、整理、一元的な情報発信を図る(総務課・関係課等)。
- ④ 町は、県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校、保育園等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する(総務課・関係課等)。
- ⑤ 町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する(総務課・関係課等)。
- ⑥ 町は、対策の実施主体となる関係課が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する(保健福祉課・関係課等)。

### イ 情報共有

町は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する(保健福祉課・関係課等)。

### ウ 相談窓口の継続

- ① 町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、設置した相談窓口体制を継続する(保健福祉課)。
- ② 町は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する(保健福祉課)。

## (4) 予防及びまん延防止

### ア 感染拡大防止策

- ① 町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エ

チケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する（保健福祉課・関係課等）。

② 町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底及び新型コロナウイルス等の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する（産業振興課・関係課等）。

③ 町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する（政策課・保健福祉課）。

④ 町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する（保健福祉課・関係課等）。

#### イ 学校及び保育園等での対策

① 町及び町教育委員会は、学校、保育園等と連携し、マスク着用等の励行を図るとともに、家庭に対して県内での発生状況や現在の対策について、チラシ、町ホームページや町登録制メール、防災行政無線等を活用し、可能な限りリアルタイムでの情報提供を図る（子ども支援課・教育総務課・関係課等）。

② 町及び町教育委員会は、県及び学校、保育園等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校、保育園等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）、保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）に基づくクラス閉鎖・休園等を適切に行う。また、児童等の看護のために出勤が困難となる者も多数となるため、企業等に欠勤への理解と協力をできる限り要請する（子ども支援課・教育総務課・関係課等）。

③ 町及び町教育委員会は、学校、保育園等と連携し、学校における部活動や校外活動、保育園等における行事等について自粛、制限、中止、延期等を要請する（子ども支援課・教育総務課・関係課等）。

#### ウ 町公共施設での対策

① 町及び町教育委員会は、各公共施設と連携し、必要に応じて、公共施設が提供するサービスの自粛、制限、中止、延期等の措置を実施する（財務課・子ども支援課・生涯学習課・関係課等）。

② 町及び町教育委員会は、各公共施設と連携し、必要に応じて、公共施設を利用する町民及びサークル等の団体に対し、自粛、制限、中止、延期等の要請を実施する（財務課・子ども支援課・生涯学習課・関係課等）。

#### エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 町は、予防及びまん延防止に関する情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する（保健福祉課・総務課・関係課等）。

**【県行動計画：県内感染期（４）－３から抜粋】**

緊急事態宣言がされている場合においては、患者数の増加に伴い、地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死者数の増加が見込まれるなどの特別な状況であることから、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 県は、特措法第４５条第１項に基づき、県民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。（保健福祉部）
- ② 県は、特措法第４５条第２項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第４５条第３項に基づき、指示を行う。なお、県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。（総務部、保健福祉部、教育庁）
- ③ 県は、特措法第２４条第９項に基づき、学校、保育所等以外の施設に対し、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第２４条第９項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第１１条に定める施設に限る。）に対し、特措法第４５条第２項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第４５条第２項に応じない施設に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第４５条第３項に基づき、指示を行う。なお、県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。（関係部局）
- ④ 市町村は、特措法第４６条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。

**（５）予防接種**

**ア 緊急事態宣言がされていない場合**

（※県内発生早期の記載を参照）

**イ 緊急事態宣言がされている場合の措置**

町は、特措法第４６条に基づく住民接種を進める。

**（６）医療**

- ① 町は、国及び県と連携し、関係機関団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送の手配）及び自宅で死亡した患者への対応を図る（保健福祉課・関係課等）。
- ② 町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する（保健福祉課）。

## (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

### ア 事業者への対応

県では、県内発生早期に引き続き、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の継続について、関係団体等を通し、事業者等に周知する。

町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する（産業振興課・関係課等）。

### イ 町民及び事業者への呼びかけ

① 町は、県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に際し、消費者としての冷静な行動を呼びかける（産業振興課・関係課等）。

② 県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知する。

町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する（産業振興課・関係課等）。

### ウ 要援護者への生活支援

町は、高齢者、障がい者等の要援護者（外国人の方を含む。）に対し、必要に応じて、生活支援（電話等による状況の確認、見回り、災害備蓄品の提供等）などの対策を実施する。また、必要に応じて、緊急物資及び備蓄食料品等を提供する（生活安全課・保健福祉課・関係課等）。

### オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 業務の継続等

（※県内発生早期の記載を参照）

② 電気、ガス、水の安定供給

（※県内発生早期の記載を参照）

③ 運送、通信、郵便の確保

（※県内発生早期の記載を参照）

④ サービス水準の低下に関する町民への周知

町は、県等と連携して、②及び③の事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を実施し、新型インフルエンザ等がまん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性があることを周知し、理解を求める（総務課・関係課等）。

⑤ 緊急物資の運送等

（※県内発生早期の記載を参照）

⑥ 物資の売渡しの要請等

a 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。

なお、緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資

が、既に、他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じて、物資を収用する。

b 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じて、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

#### ⑦ 生活関連物資等の価格の安定等

a 町は、県等と連携し、町民の生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査するとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を図る（産業振興課・関係課等）。

b 町は、県等と連携し、生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図る（産業振興課・関係課等）。

c 町は、県等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、町行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる（産業振興課・関係課等）。

#### ⑧ 要援護者への生活支援

（※県内発生早期の記載を参照）

#### ⑨ 犯罪の予防及び取締り

（※県内発生早期の記載を参照）

#### ⑩ 埋葬及び火葬の特例等

a 町は、県からの要請に応じ、関係市町と連携して、火葬場に可能な限り、火葬炉を稼働する措置を講ずるように要請する（生活安全課・関係課等）。

b 町は、県からの要請に応じ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する（生活安全課・保健福祉課・関係課等）。

c 町は、緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に実施することが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当町以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、関係市町と連携し、その方針に基づいて対応する（生活安全課・保健福祉課・関係課等）。

d 県では、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する（保健福祉課・関係課等）。

## 6 小康期

### 概要

#### ア 状態

- ① 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ② 大流行は一旦終息している状況

#### イ 目的

町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

#### ウ 対策の考え方

- ① 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ② 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。
- ③ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ④ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (1) 実施体制

#### ア 基本的対処方針の変更

県は、国が基本的対処方針を変更した場合、県内における対処方針を変更する。

町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町計画により必要な対策を実施する（保健福祉課・関係課等）。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

町は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小、中止する（保健福祉課・関係課等）。

<補足>

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、次の場合などであり、国内外の流行状況、国民生活、国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会に意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定することとされている。

- ① 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ② 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ③ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化、死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

## イ 対策の評価及び見直し

町は、各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による県行動計画の見直しを踏まえ、町行動計画等の必要な見直し等を実施する（保健福祉課）。

## ウ 対策本部の廃止

町は、緊急事態解除宣言が出された時、又は、緊急事態解除宣言が出された後も新型インフルエンザ等対策を進める必要があると本部長（町長）が認め、対策本部が設置されていた場合においては、政府対策本部が廃止されたときに、速やかに対策本部を廃止する（保健福祉課・関係課等）。

## (2) 情報収集及びサーベイランス

### ア 情報収集

町は、国、県から新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集する（保健福祉課）。

### イ サーベイランス

町は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生 of 把握を強化し、これらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その情報収集等に適宜、協力する（子ども支援課・教育総務課・関係課等）。

## (3) 情報共有及び相談窓口の縮小

### ア 情報共有

町は、国、県や関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する（保健福祉課）。

### イ 相談窓口の体制の縮小

町は、県等からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小する（保健福祉課）。

## (4) 予防及びまん延防止

町は、県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供、注意喚起の内容に関する国の見直しを町民に周知する（総務課・関係課等）。

## (5) 予防接種

### ア 緊急事態宣言がされていない場合

町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を推奨する。（保健福祉課・関係課等）。

### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

町は、特措法第46条に基づく住民接種を進める（保健福祉課・関係課等）。

## (6) 医療

町は、県等と連携して、情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する（保健福祉課）。

## (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

### ア 町民及び事業者への呼びかけ

町は、県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に際し、消費者としての適切な行動について、町民に呼びかける（産業振興課・関係課等）。

### イ 要援護者への生活支援

町は、高齢者、障がい者等の要援護者に対する備蓄食料などの支援策について、状況を把握しながら、中止を含めて検討する（生活安全課・関係課等）。

### ウ 緊急事態宣言されている場合の措置

#### ① 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小、中止等

町は、県、国と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小、中止する（保健福祉課・関係課等）。

### ○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

### ○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

\*特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

\*第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

\*第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

\*結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

### ○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者との接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に対する診療を行う外来

### ○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センターをいう。

### ○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

### ○サーベイランス

見張り、監視制度という意味

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

### ○**新型インフルエンザ**

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザのこと。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）のおそれがある。

### ○**新型インフルエンザ (A/H1N1) /インフルエンザ (H1N1) 2009**

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

### ○**新感染症**

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

### ○**咳エチケット**

インフルエンザは、インフルエンザにかかった人の咳、くしゃみ、つばなどの飛沫（ひまつ）と共に放出されたウイルスを、のどや鼻から吸い込むことによって感染する特徴があり、咳などの症状がある場合は、周りの方につさないため、マスクを着用するなどの気配りすること。

### ○**積極的疫学調査**

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

### ○**致命率 (Case Fatality Rate)**

流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。

### ○**鳥インフルエンザ**

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内蔵、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

### ○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者で、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われるもののこと。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

### ○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ感染しやすく、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### ○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザのウイルス又はこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造されるワクチン

### ○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現

### ○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）

### ○PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

### 【引用文献】

- 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 4 月）：内閣府」
- 「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 26 年 3 月）：宮城県」
- 「利府町新型インフルエンザ対策行動計画（平成 21 年 10 月）：利府町」

### 【参考文献】

- 「市町村のための新型インフルエンザ等行動計画作成の支援ツール（平成 25 年 12 月）：押谷仁ほか」